

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案について

令和6年2月  
総務省消防庁予防課  
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
国土交通省総合政策局環境政策課  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室  
防衛省地方協力局環境政策課

## 1. 省令の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第28条第2項においては、許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「化審法政令」という。）で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならないこととされている。

本省令は、同項の規定に基づき、第一種特定化学物質である PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用された消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤の取扱いに係る技術上の基準を定めたものである。

## 2. 改正の内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第343号。以下「改正政令」という。）により、「ペルフルオロ（ヘキサン——スルホン酸）（別名 PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該 PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第28条第2項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化審法政令原始附則第3項）に新たに追加されることに伴い、省令改正を行うものである。

なお、PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る適合義務の内容は、PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものと同じ内容になる。そのため、今回の改正は、本省令の名称及び定義規定の改正のみを行うこととする。

## 3. 根拠法令

化審法第 28 条第 2 項

4. 今後のスケジュール (予定)

公布：令和 6 年 5 月上旬

施行：令和 6 年 6 月 1 日 (改正政令附則ただし書に規定する規定の施行日)

(以上)